資料１

専決処分の承認を求めるについて

（春日部市国民健康保険税条例の一部改正）

１　条例改正の背景

地方税法施行令の改正に伴い、関係法令との整合性を図るため、国民健康保険税条例の規定の一部を改正したものです。

２　条例改正の目的

国民健康保険税の減額の規定を改正することを目的としたものです。

３　条例の概要（改正内容）

（１）国民健康保険税の減額に係る均等割軽減措置の拡充（第２１条）

①　５割軽減対象の拡大

軽減対象となる所得基準額算定において、被保険者１人当たりの所得を改正前の２９万５，０００円から３０万５，０００円に引き上げた。

②　２割軽減対象の拡大

軽減対象となる所得基準額算定において、被保険者１人当たりの所得を改正前の５４万５，０００円から５６万円に引き上げた。

４　条例改正による影響、効果

経済動向等を踏まえ、国民健康保険税の軽減判定所得の基準を見直すことによって、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平性の確保及び低所得層の保険税負担の軽減を図ることとなるものです。

５　施行期日

令和７年４月１日から施行する。